

西東京市教育に関する大綱 (案)

平成 31 年 4 月

西 東 京 市

1. 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の改正に伴い、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じた、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました（法第1条の3第1項）。

大綱は、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整し、地方公共団体の長が策定するものとされています。そこで市は、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を開催し、西東京市教育計画を踏まえて、大綱を策定しました。

2. 大綱の期間

西東京市教育計画の期間は、平成31（2019）年度から2023年度までの5年間となっています。

これにあわせて、大綱の期間を2023年度までとします。

3. 大綱の基本方針



基本方針1

子どもの「生きる力」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。



基本方針2

子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身につけ、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。



基本方針3

持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。



基本方針4

「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。